

第2編 計画の内容

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

県民が相互に人格と個性を尊重し、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する理解や心のバリアフリーの促進、障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる社会基盤や生活環境の整備に取り組みます。

1 障害及び障害のある人に対する理解の促進

基本理念に掲げる「とやま型地域共生社会」の実現を図るには、「命の重さは障害の有無によつて少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害や障害のある人について社会全体の关心と理解を深めていくことが必要です。また、社会全体のバリアフリーに加え、障害のある人に対する思いやりや助け合いの気持ちを持つ心豊かな社会や人づくりを進めていくことも大切です。

このため、社会や県民に障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、啓発・広報活動や学校、企業、地域などにおいて福祉教育を積極的に推進するとともに、障害のある人もない人も地域活動へ積極的に参加し、日常的なふれあいや交流、ボランティア活動など様々な活動が行われるよう、各種の施策を推進します。



障害者団体が中心となった理解啓発キャンペーン



障害者理解ブックレット

(1) 啓発・広報活動の推進

- ・「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の普及啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。
- ・県民に、障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。また、障害の特性や必要な配慮等に関する理解を促進します。
- ・県の広報誌、ホームページ、SNS、県政番組（テレビ・ラジオ）、新聞、パンフレット等各種媒体を通じて、障害福祉に関する県民理解のための広報活動を推進します。
- ・「障害者週間」を中心として、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター・友情の図画募集等、各種行事の展開により、積極的に県民の理解を促進します。
- ・障害者用駐車スペース、視覚障害者用誘導ブロック、身体障害者補助犬等に対する県民の理解と普及促進を図ります。
- ・外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助

- や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や必要な支援内容、緊急連絡先を記載した「ヘルプカード」の理解と普及啓発に努めます。
- ・県民福祉条例や「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」の一層の普及啓発を図るとともに、福祉のまちづくりに関する施策を推進します。
 - ・障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について県民の理解を深めるため、誰もが障害のある人等に自然に手助けすることのできる心のバリアフリーを推進します。

(2) 福祉教育の推進

① 学校における福祉教育の推進

- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。
- ・学校教育全体を通して福祉教育の充実を図るとともに、地域や学校及び児童生徒の実態を踏まえ、手話の普及に努めます。
- ・福祉教育に携わる教員の研修機会の充実を図ります。
- ・県立高等学校福祉科等での福祉の心の養成を目指した教育の充実を図ります。
- ・中学2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を県内全中学校において展開します。
- ・体育や保健体育などの教科、特別活動、総合的な学習(探求)の時間などにおいて、心の健康に関する内容の指導の充実を図ります。
- ・「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や高校生介護等体験特別事業、児童・生徒、地域のボランティア活動推進事業等により、児童生徒の福祉の心を醸成するとともに、社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。

② 地域等における福祉教育の推進

- ・障害や障害のある人への理解を深め、地域共生社会の実現を目指し、障害福祉サービス事業所等による講演会や交流会に講師を派遣し、理解を促進します。
- ・市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。
- ・年齢や障害の有無にかかわらず利用できる富山型デイサービスに関するフォーラムの開催を支援し、地域共生の理念を普及啓発します。
- ・手話の普及活動を行う団体等へ支援するなどにより、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図ります。
- ・発達障害や医療的ケア、重症心身障害に対する理解の促進に努めます。
- ・各厚生センター管内に設置する地域精神保健福祉推進協議会の活動を通じて、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努めます。
- ・心の健康センターにおいて、職域関係者、教員等精神保健福祉に携わる者に対する専門的知識の習得を促進します。
- ・研修会等を通じて、基本的人権を尊重し、偏見や差別をなくすための人権教育の推進に努めます。

(3) 地域における交流の促進と県民の参加

① 地域での交流の推進

- ・市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。（再掲）
- ・県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う芸術文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事を通じて、交流・ふれあいを促進します。
- ・商店街の空き店舗等を活用し、高齢者・障害のある人など多様な来街者が利用できる交流スペース設置や、賑わいを創出する取組に対して支援を行い、買物客や観光客等との交流・ふれあいを促進します。
- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。（再掲）
- ・家庭と教育と福祉のトライアングルが情報交換を密にし、連携を強化するよう努めます。

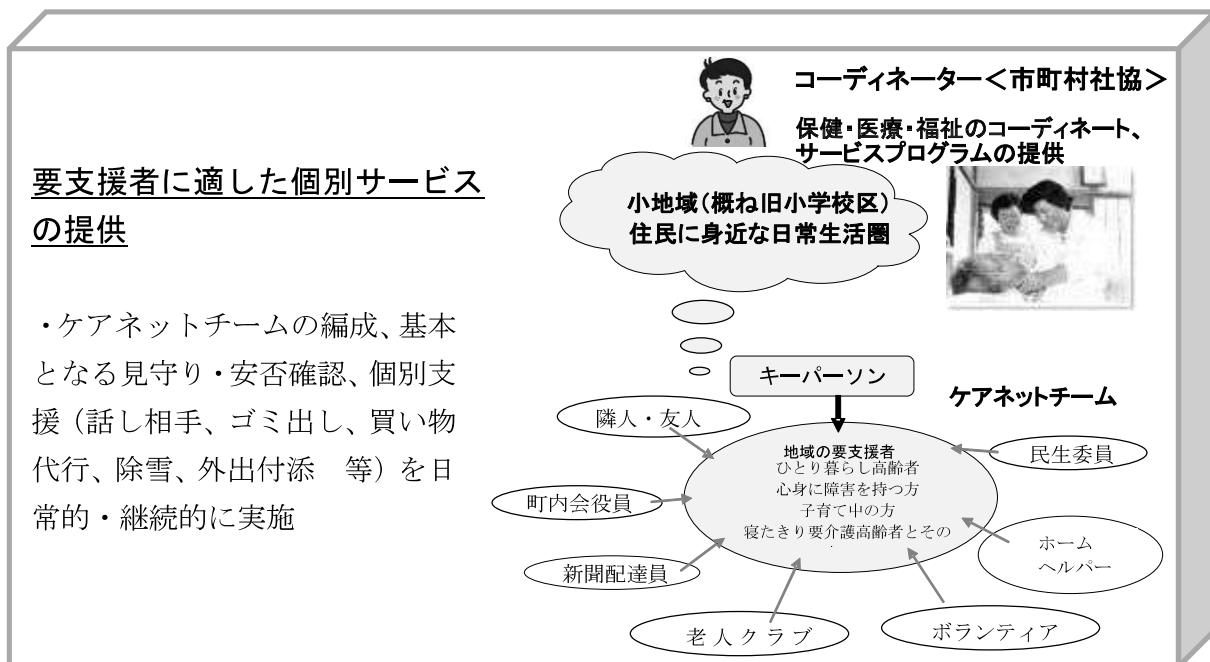
② 県民の参加と連携

- ・障害のある人など地域住民のニーズを反映した市町村の地域福祉計画の改定を支援します。
- ・身近な地域で高齢者、障害（児）者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。
- ・地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業を展開し、障害のある人等が安心して生活できる環境づくりを進めます。

(4) ボランティア活動の推進

- ・地域のニーズに応じたボランティア養成を行うとともに、ボランティア活動啓発事業により、県民のボランティア活動への理解と参加を促進します。
- ・富山県民ボランティア総合支援センターや県・市町村社会福祉協議会・ボランティアセンターの機能を充実し、ボランティア・NPO団体とのネットワークや協働事業を推進します。
- ・市町村へボランティア活動コーディネーターを配置し、養成を図るための研修を実施するなど、身近な地域でボランティア活動が行えるよう支援体制を強化します。
- ・一般住民を対象に精神障害を正しく理解し、地域での具体的な生活支援方針を学ぶメンタルヘルスサポートの養成を推進します。

図 ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業のイメージ



2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されます。

障害のある人の権利と尊厳を守るため、障害者基本法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」(2016(平成28)年4月1日施行)などにより、障害を理由とする差別の解消の推進や障害のある人に対する虐待の防止等に取り組みます。

(1) 障害を理由とする差別の解消

- ・「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた障害者差別解消法や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、職員対応要領の運用、研修の実施や、相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組みます。
- ・「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、広域専門相談員や地域相談員を設置し、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努めます。
- ・「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県・県民・事業者・市町村・学識経験者から構成される協議会を設置し、円滑な運営に努めます。
- ・障害者雇用促進法で規定された、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務）について、企業の理解が促進されるよう民間コーディネーターの派遣による労務担当者への個別支援、障害者雇用セミナーの実施により、周知を図ります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成25年法律第65号>）の概要

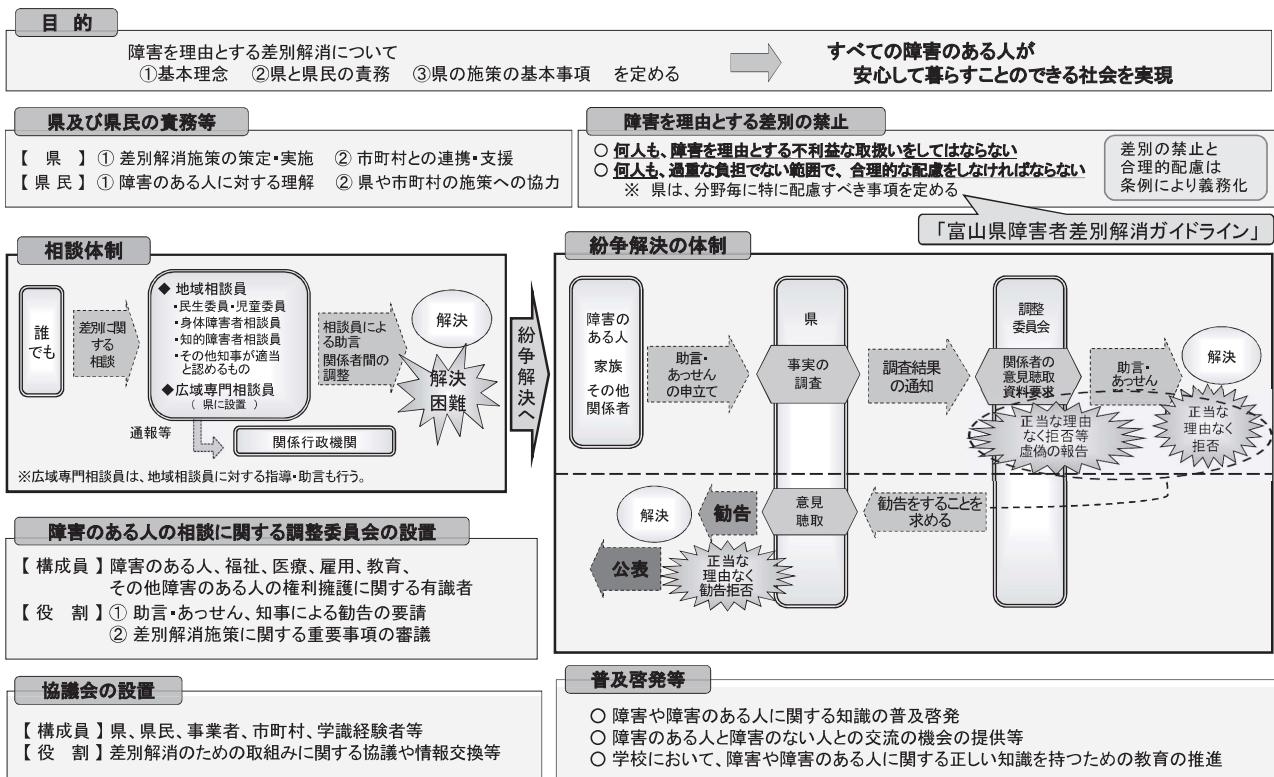


施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

(出典：内閣府ホームページ)

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成28年12月17日成立・公布、平成28年4月1日施行、平成31年4月1日一部改正施行



(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の普及啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。（再掲）
- ・障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。
- ・富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催により、関係機関・団体等の相互の情報共有と連携を強化するとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。
- ・障害のある人の人権の擁護、虐待の防止のため、市町村をはじめ関係機関・団体等との連携を密にし、障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等、虐待防止に向けた体制の整備に努めます。
- ・養護者からの虐待予防の観点から、家族の負担軽減策の好事例を収集し紹介するなど、養護者支援を充実します。
- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底など、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを推進します。
- ・「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。
- ・強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施など、支援体制の整備を進めます。

- 施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の重度化・高齢化対応、個室化を推進するとともに、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイ等の整備に必要な支援をしてきます。（再掲）
- 日常生活における障害のある人の人権への配慮が県民の意識と行動に定着するよう、国・市町村等と連携を図りながら、人権教育・啓発を推進します。
- 被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。
- 知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に関する取調べの録音・録画を引き続き行います。
- 障害者が成年後見制度を活用して、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身上保護を重視した支援、及び被後見人主体の支援方策を充実します。



広域専門相談員の相談対応



障害者虐待防止のリーフレット

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

※ 平成23年6月17日成立

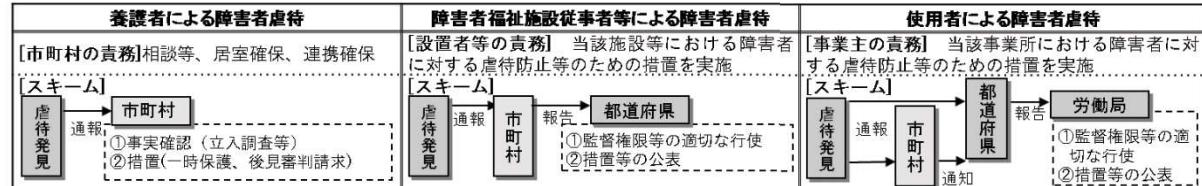
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 「障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

ヘルプマークとは？



- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークです。
- 平成24年に東京都が作成し、平成29年7月に案内用図記号を規定する国内規格(JIS)に追加されました。
- 富山県では、平成30年7月から導入しています。

ヘルプマークを身に着けている方を見かけたら

- 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

図 成年後見制度と日常生活自立支援事業の対照表

	法定後見制度	任意後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	精神上の障害等により事理を弁識する能力について ・不十分な者（補助） ・著しく不十分な者（保佐） ・欠く常況にある者（後見）	判断能力のあるもの	判断能力が不十分であり、契約能力がある ・認知症高齢者 ・知的障害者、精神障害者等
鑑定の要否	原則として鑑定必要（「補助」の場合は不要）	不要	不要
事業内容（目的）	判断能力が不十分であるため契約等の法律行為の意思決定が困難なものに、後見人等の機関がその判断能力を補うことで、身上監護、財産管理を行う。	本人が判断能力のあるうちに、財産管理、身上監護の事務について代理権を与える契約を公正証書により締結する。	判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、権利擁護に資する。
援助の内容	財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為 ①不動産、重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割 ②介護サービス利用契約、施設入所契約等、訴訟行為等	同 左	・福祉サービス利用援助及びそれに伴う定期訪問・日常的金銭管理サービス ・預金通帳など財産関係書類等の預かりサービス ・定期的な訪問による生活変化の察知
請求権者・申立人等	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長	援助を受ける者（本人・委任者）が援助を行う者（受任者）に事務処理を委任する契約（公正証書）により成立	本人
援助者	成年後見人、保佐人、補助人	任意後見人	市町村社会福祉協議会 生活支援員
開始手続の本人同意	補助は必要、保佐・後見は不要	必要	必要
根拠法令等	民法	任意後見契約に関する法律	社会福祉法 日常生活自立支援事業実施要領
監督機関	成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人	任意後見監督人	富山県福祉サービス運営適正化委員会運営監視部会
費用	報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	任意後見人の報酬は民法の委任の規定による。（本人負担） 任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	サービスごとの利用料等は、社会福祉協議会が設定する。 (本人負担) ※公費助成あり
登記の有無	登記	登記（公証人が嘱託登記）	なし

3 コミュニケーション支援体制の確立

障害のある人が地域で安心した生活を営むためには、必要な情報に容易に接することができ、円滑に取得できる「アクセシビリティ」が整うとともに、意思決定や意思表示、コミュニケーション支援の手段が確保されていることが必要です。

このため、2022（令和4）年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず、日常生活や社会生活に必要な情報に容易に接し、円滑に取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話が言語であるとの認識に基づき定められた「富山県手話言語条例」の基本理念の普及や手話通訳者の養成・派遣、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣を行うなど、障害のある人や状態に応じたコミュニケーション支援を行います。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨に基づき、障害の有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等の普及及びその量的拡充や質の向上を図るなど、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

(1) 情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・ICT（情報通信技術）講習やパソコン教室の開催などを通じて、障害のある人等の情報リテラシー（操作能力）の向上を推進します。
- ・障害のある人の情報機器に関する相談・援助を行う障害者IT推進員を派遣します。
- ・必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、障害の特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、様々な情報が自由に利活用できるようオープンデータ化と情報のユニバーサルデザインの推進に努めます。

(2) 情報アクセシビリティの向上

① 行政情報の提供

- ・視覚障害者が必要な情報を得られるよう、県の点字広報及び声の広報の発行など、点字、音声等による情報提供を充実します。
- ・文字の読み上げ機能など、障害のある人も利用しやすい県のホームページの提供に努めます。
- ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事定例記者会見時にリアルタイムで手話通訳を実施し、その動画を当日中に県ホームページに掲載するなど、県政情報の迅速な提供に努めます。
- ・知的障害のある人をはじめ情報理解に難しさを抱える人たちが必要な情報を得られるよう、わかりやすい情報提供に努めます。
- ・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口や公立文化施設等で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。

② 選挙に対する配慮

- ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。
- ・障害により投票用紙への記入が困難な選挙人のための代理投票の適切な実施や、障害のある人

の利用に配慮した投票設備の設置、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票所に入ることができることなど投票所における合理的な配慮を市町村へ働きかけ、障害のある人の投票環境の向上に努めます。

- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進や周知の拡大により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。
- ・障害のある個々のこどもに応じた主権者教育の実施に努めます。

(3) 情報提供サービスの充実

- ・県内の公共施設等のバリアフリー情報を県ホームページに掲載することや、障害福祉サービス事業者の情報を富山県総合福祉社会館の福祉情報システムに掲載するなど、障害のある人等に対する情報提供機能を充実します。
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。
- ・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談等のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。
- ・障害福祉サービス等情報公表制度により利用者がサービスに関する情報を入手できる体制整備を促進します。

(4) 読書バリアフリーの推進

- ・県立図書館は、身体的な理由等で図書館への来館が困難な方の読書が可能となるよう、電子書籍の充実を図るとともに、公立図書館や学校図書館（以下「公立図書館等」）、点字図書館と連携し、アクセシブルな書籍等の充実や相互利用に努めます。
- ・県立図書館は、拡大読書器等の読書支援機器の整備等、視覚に障害のある方等が円滑に図書館を利用できるよう努めるとともに、県内各図書館の取組を促進します。
- ・国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスやインターネット上の電子図書館「サピエ図書館」の十分な活用を図るため、点字図書館等と連携し、サービスの周知を図り、アクセシブルな書籍等の利用を促進します。
- ・県立図書館は、公立図書館等や点字図書館と連携し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウ、製作された書籍に関する情報共有を図ります。
- ・アクセシブルな書籍等の円滑な利用支援のため、公立図書館職員等を対象とした研修会において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、当該職員の資質向上に取り組みます。

(3) 意思疎通支援の充実

① 多様な意思疎通支援の充実

- ・障害のある人が点字、音声、代読、代筆、手話、要約筆記、触手話、指点字、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。
- ・視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成します。
- ・県に手話通訳者を設置し、聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。
- ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を越え

る広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整や事例共有等を行い、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。

- ・県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に遠隔手話通訳を行う、「富山県遠隔手話通訳サービス」を実施します。
- ・手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう、市町村に働きかけます。
- ・ヒアリンググループや赤外線補聴システム等のコミュニケーション支援機器の設置に努めるとともに、関係機関等に設置や活用を働きかけます。
- ・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の養成と派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。

② 手話の普及等の推進

- ・富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、言語としての手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。
- ・手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。
- ・手話通訳者の健康維持に関して調査・研究を進めるなど、安心して働き続けられる環境整備に努めます。
- ・聴覚障害のある乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。
- ・ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めます。
- ・手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行います。
- ・手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。
- ・幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。

「富山県手話言語条例」の概要

施行期日：平成30年4月1日

前文

【手話とは】

- 手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

【手話の歴史】

- 日本では、大正以降、ろう学校における手話の使用が制約された。
- ろう者は、手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

【条約、法令の制定】

- 障害者権利条約や改正障害者基本法において、手話的重要性について明記された。
- 本県では「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいく。今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要である。

【今後の本県の目指すべき姿】

- ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指す。

目的

- ①基本理念、②県の責務、県民等及び事業者の役割、③手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定める。

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与する。

基本理念

(1)手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。

(2)手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

県の責務

- 手話の普及等に関する総合的な施策の策定、実施
- 市町村、関係機関・団体との連携、ろう者及び手話通訳者等の協力
- 手話の普及等に関する施策を実施する市町村への支援
- ろう者が生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮

県民等及び事業者の役割

- 「県民」…条例の基本理念についての理解を深める
- 「ろう者等」…県の施策への協力、手話の普及等の促進
- 「手話通訳者」…県の施策への協力、手話の普及等の促進、職務に係る倫理と知識の保持、手話通訳技術の向上
- 「手話の普及等に関係する者」…県の施策への協力、手話の普及等の促進
- 「事業者」…ろう者へのサービス提供時や雇用時における、手話の使用に関する合理的な配慮

基本的施策

県障害者計画において手話の普及等の施策を定め、総合的かつ計画的に推進する。

【手話の普及等に関する施策】

- 相談及び意思疎通の支援体制の整備(県聴覚障害者センターへの支援等)
- 手話による情報発信(ろう者の県政に関する情報の取得支援)
- 災害時等への対応(ろう者の情報取得や意思疎通支援のため市町村と連携等)
- 観光旅行者等への対応(ろう者が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等)
- 手話通訳者の確保、養成等(手話通訳者の確保、養成、手話通訳技術の向上)
- 事業者への支援(手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者への支援)
- 手話を学ぶ機会の確保等(県民や県職員が手話を学ぶ機会の確保)
- 学校における手話の普及(聴覚障害児や教職員等への支援、手話への理解促進)

協議会の設置

「県手話施策推進協議会」を設置し、手話の普及等の施策等について意見聴取する。

4 住みよい生活環境の整備

障害のある人が地域社会で自立した生活を営み、自由に活動できるには、建築物、道路、公園等、日常生活に必要とされる施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障害のある人の障害に対応した交通手段、移動手段を整備することが必要です。障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めることができます。

このため、住宅や道路、県有施設、病院、障害のある人が利用する施設等のバリアフリー化を進めるとともに、交通、移動手段を利用しやすい環境が整備されるように取り組みます。また、身体障害者補助犬、ヘルプマークをはじめとする障害のある人に関するマーク、ユニバーサルデザインの考え方などを広く事業者、県民に理解、普及させる施策を推進します。

(1) 暮らしやすい住まいの整備

- ・障害のある人の地域での住まいの場であるグループホームの整備を支援し、設置を促進します。
- ・在宅重度障害者住宅改善事業及び高齢者が住みよい住宅改善支援事業により障害のある人等の住宅のバリアフリー化を推進します。
- ・バリアフリー対応等の質の向上が進みにくい賃貸住宅において、住宅性能表示制度の普及を図ることなどによる良質な賃貸住宅の整備やリフォームを誘導します。
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。

(2) 人にやさしいまちづくりの整備

① 福祉のまちづくりの計画的推進

- ・県民福祉条例に基づく「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」の普及・啓発を図ります。（一部再掲）
- ・県民福祉条例施設整備マニュアル、ホームページ等の作成や普及啓発に努めます。
- ・県民各界各層で構成する「富山県民福祉推進会議」により市町村、事業者、県民と連携して住民参加によるまちづくりを推進します。
- ・福祉のまちづくり推進事業等により、地域における福祉のまちづくりを推進します。
- ・バリアフリー化などを通し、福祉のまちづくりに関する啓発活動を推進します。

② 人にやさしい施設、公園等の整備

- ・県民福祉条例に基づき、生活関連施設の整備の遵守について設置者に一層の理解と協力を求め、整備基準に適合した施設の整備促進に努めます。
- ・高齢者や障害のある人など誰もが気軽に出かけることができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ・富山県まちづくり総合支援事業により、市町村等が実施する福祉のまちづくり事業を支援し、生活環境の整備促進に努めます。
- ・バリアフリー環境整備促進事業により、障害のある人等の市街地での快適かつ安全な移動を確保するための施設整備や、障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備等を促進します。
- ・県立美術館、博物館等において、タブレット端末や音声ガイド等の活用により、高齢者・障害のある人等を含む多様な来館者へ配慮した施設の整備に努めます。
- ・商店街組合等による休憩スペース設置等に対して支援を行い、高齢者・障害のある人等を含む

多様な来街者へ配慮した商店街の整備を促進します。

- ・障害のある人が公園緑地を利用しやすいように、トイレ・園路を整備するほか、箇所によっては障害者対応エレベーターの設置も検討するなど、バリアフリー化を推進します。
- ・人の利用に供する新設港湾緑地において、スロープの整備などバリアフリー化の推進に努めます。

(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備

- ・幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置、エスコートゾーンの設置及び無電柱化について、計画的に推進します。なお、歩道の段差を解消する際には必要に応じて歩車道境界を識別できるよう視覚障害者用誘導ブロックを設置します。
- ・とやまのみちフレッシュアップ事業などにより、ひとにやさしい、使いやすく安全な歩行空間の整備を促進します。
- ・高齢者や障害のある人など誰もが安全に利用できる低床車両の導入支援や、駅舎や空港など交通結節点のバリアフリー化への取組への支援を行います。
- ・駅を中心とした地区や、高齢者・障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、スロープやエレベーター、文字表示板、点字案内板を設置することなどにより、一体的なバリアフリー化を図ります。
- ・福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入など、多様なニーズに対応した地域交通サービスを推進します。
- ・障害者等用駐車区画の適正利用を促進する「パーキングパーミット制度」の実施により市町村や関係団体と連携しながら、車椅子を使用するなどで移動に配慮が必要な高齢者や障害のある人などが日常生活を円滑に行うことができるよう支援します。
- ・リフトを備えた福祉バスの運行事業を通じて障害のある人の社会参加の促進に努めます。
- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、身体障害者補助犬を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないよう、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。
- ・同行援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。
- ・精神障害者保健福祉手帳制度の周知普及、制度利用者数の拡大、公共交通機関等の割引制度について周知及び適用拡大に向け関係機関へ働きかけます。
- ・身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。
- ・障害の程度、特性等に応じた運転免許条件を付すための臨時適性検査・技能試験等を実施します。

(4) ユニバーサルデザインの普及

- ・ユニバーサルデザインに関する情報、事例の収集と情報発信を促進します。
- ・公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たって、ユニバーサルデザインが広く導入されるように働きかけます。
- ・施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインを広く導入するよう努めます。
- ・外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や必要な支援内容、緊急連絡先を記載した「ヘルプカード」の理解と普及啓発に努めます。（再掲）

5 安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、交通安全対策の充実、災害時の防災や緊急時の感染症対策、防犯対策の推進、消費者トラブルの未然防止に取り組んでいく必要があります。

特に、コロナ禍の経験を踏まえ、感染症拡大時においても障害福祉サービスを継続的に提供できるよう体制を整備することが重要です。

また、防災対策において、障害のある人及び障害のある子どもなど災害時避難行動要援護者は、災害の規模、災害発生時間などによって被害を受けやすいことから、災害や避難後の生活に備えて障害のある人や障害のある子どもの防災支援体制を整備しておくことが重要であり、市町村、関係機関とも連携しながら実践的な防災訓練の実施など防災対策を推進します。

さらに、障害のある人に対する犯罪被害を防止し、犯罪者被害者支援を行い、消費者としての障害のある人を保護するため、関係機関と連携した消費者教育の推進など適切な対応に努めます。



聴覚障害者を想定した防災訓練



総合防災訓練

(1) 交通安全対策の充実

- ・障害のある人と高齢者の安全性及び利便性を向上させるための、バリアフリー対応型信号機[視覚障害者用付加装置（ピヨピヨカッコー）、歩行者等支援装置（PICS）、高齢者等用押ボタン装置、歩行者感應装置、経過時間表示付き歩行者用灯器、高度化 PICS] の整備を推進します。
- ・生活道路における歩行者等の安全を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度を原則として 30 km/h とするほか、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器の LED 化の対策を推進します。
- ・交通安全思想の普及を図るため、交通安全協会等関係機関・団体と連携し巡回訪問指導、街頭における保護誘導・実施指導、地域における住民への啓発を行います。
- ・特定道路上にある踏切道において、踏切の手前や踏切内に視覚障害者誘導用ブロック等を整備することにより安全な歩行空間の確保を図ります。

(2) 防災対策の推進

- ・災害対策基本法に基づく要支援者名簿の作成や要支援者に関する個人情報の取扱い等について市町村に周知を図るなど、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき市町村における要支援者の避難支援体制の整備を推進します。
- ・「富山県地域防災計画」による各種施策を推進し、障害のある人に対する防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等における防災対策の促進、実効性のある防災訓練の実施への働きかけに努めます。

- ・災害時に障害のある人に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、県の総合防災訓練などにおいて、障害のある人や支援者の参加により実践的な訓練を実施するなど普及啓発の推進に努めます。
- ・災害発生時に福祉避難所が速やかに開設され、適切に運営されるためのマニュアルの整備と地域住民への周知を、市町村・福祉避難所指定施設に働きかけます。
- ・災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）やその他関係医療機関の緊密な連携のもと、適切な対応がなされるよう体制の整備に努めます。また、避難生活による生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を防ぐため、避難所等で要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備に努めます。
- ・国の補助を活用しながら災害時に在宅の障害のある人を受け入れる避難スペースの整備を支援します。
- ・除雪支援事業等により、ひとり暮らし高齢者や障害のある人等除排雪の困難な世帯の除排雪支援を行います。
- ・医療的ケア児に対する災害時に備えた体制の整備を進めます。具体的には、県立中央病院を中心に災害時支援ネットワークを形成します。また医療機関が人工呼吸器装着児等に貸し出す非常用電源の整備を支援します。

(3) 防犯対策の推進

- ・警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。
- ・交番等の警察官が、会話等に障害のある人への迅速な対応ができるように、訪問理由などを絵や文字で示した「警察版コミュニケーション支援ボード」の活用等を推進します。
- ・警察への緊急通報手段として110番アプリ、ファックス110番及びメール110番の効果的な運用に努めます。
- ・被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。（再掲）
- ・知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に関する取調べの録音・録画を引き続き行います。（再掲）
- ・国の「女性に対する暴力をなくす運動」等に合わせ、障害のある人を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向け、「とやまパープルリボンキャンペーン」を展開し、相談機関の周知、被害者支援に努めます。

(4) 感染症対策の推進

- ・コロナ禍での経験を踏まえ、障害福祉サービスを提供できるよう平時から感染対策マニュアルや事業継続計画等の作成を支援します。
- ・障害福祉サービスの継続提供のため、感染防止対策用の衛生資材を備蓄します。
- ・新型感染症などのクラスターが発生した場合に、当該施設等に職員を応援派遣するため障害者施設の団体などと連携するための体制の整備を進めます。
- ・新型感染症等が発生した障害福祉サービス事業所等において、感染防止対策の徹底や工夫を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援します。

(5) 消費者トラブルの防止

- ・関係行政機関や福祉関係団体、消費者団体等で構成される「くらしの安心ネットとやま」により、障害のある人の消費者トラブルを防止するための情報の相互共有、連携強化に努めます。
- ・障害のある人や障害のある人を支援する者に対する消費者教育を推進することにより、消費者としての利益の擁護や増進が図られるよう努めるとともに、障害のある人に対する理解を深め、多様化・複雑化する相談に対応できるよう消費生活相談員等の資質向上を図る研修の充実に努めます。